

公的年金は社会保障を構成する1つです。公的年金制度の仕組みや給付について説明していきます。

2.3.1 公的年金制度

>> だいじなポイント

- 20歳以上60歳未満の国民は公的年金に加入する（国民皆年金）。
- 年金給付には、「老齢年金」と「障害年金」と「遺族年金」がある。

▶▶ 公的年金制度は、老後の年金だけじゃない。

日本では、自営業者や学生などを含め、20歳以上60歳未満の国民すべてが公的年金制度に加入します。これを「国民皆年金」といいます。公的年金制度に加入し、あらかじめ年金保険料を納めることで、老後に年金給付を受けることができます。

また、老後の年金給付以外にも、事故等で若くして重度の障害を負って働けなくなった場合や一家の働き手を失って遺族になった場合にも年金給付が行われます。

- ろうれいねんきん 老齢年金：老後をむかえたときに給付される年金
- しょうがいねんきん 障害年金：障害を負ったときに給付される年金
- いぞくねんきん 遺族年金：遺族になったときに給付される年金

このように公的年金制度は、20歳以上60歳未満の国民すべてがあらかじめ保険料を納め、リスクにそなえることで、高齢者・障害を負った方・遺族の生活を社会全体で支える仕組みになっています。

※この教科では、公的とは国や地方公共団体（都道府県・市区町村）が運営するものを意味します。一方、私的とは民間の企業などを意味します。

▶▶ 年金は3つのリスクに対応！



図 2.3.1.1 公的年金の給付の種類

2.3.2 公的年金制度の財源と支出 | 1年間の年金給付費はいくらなのか

▶▶ 公的年金制度の財源には保険料のほかに、積立金の運用収入や税金などがある。

1年間でどれだけの金額が年金制度に使われているのでしょうか。以下の図2.3.2.1に、公的年金制度の財源と給付費を示します。

財源については、保険料による収入が約6割で最も多くを占めており、次いで国庫・公経済負担が約2割、年金積立金の運用収入は約1割を占めています。支出とは年金として年金受給者に給付された金額であり、その金額は約50兆円となっています。

このように、公的年金制度の財源には被保険者や企業が支払う保険料のほかにも年金積立金の運用収入や国庫等負担（税金など）があり、これらを財源として公的年金制度は運営されています。

※年金積立金について

保険料として徴収された財源のうち年金給付に充てられなかったもの（年金積立金）を運用し、年金積立金を運用して得た収益を年金給付に活用することによって、現役世代の保険料負担が過度なものとならないようにしています。年金積立金の管理および運用は年金積立金管理運用独立行政法人が運営を行っています。

「2022年度 公的年金各制度の財政收支状況」（厚生労働省）を加工して作成
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128082.html>)

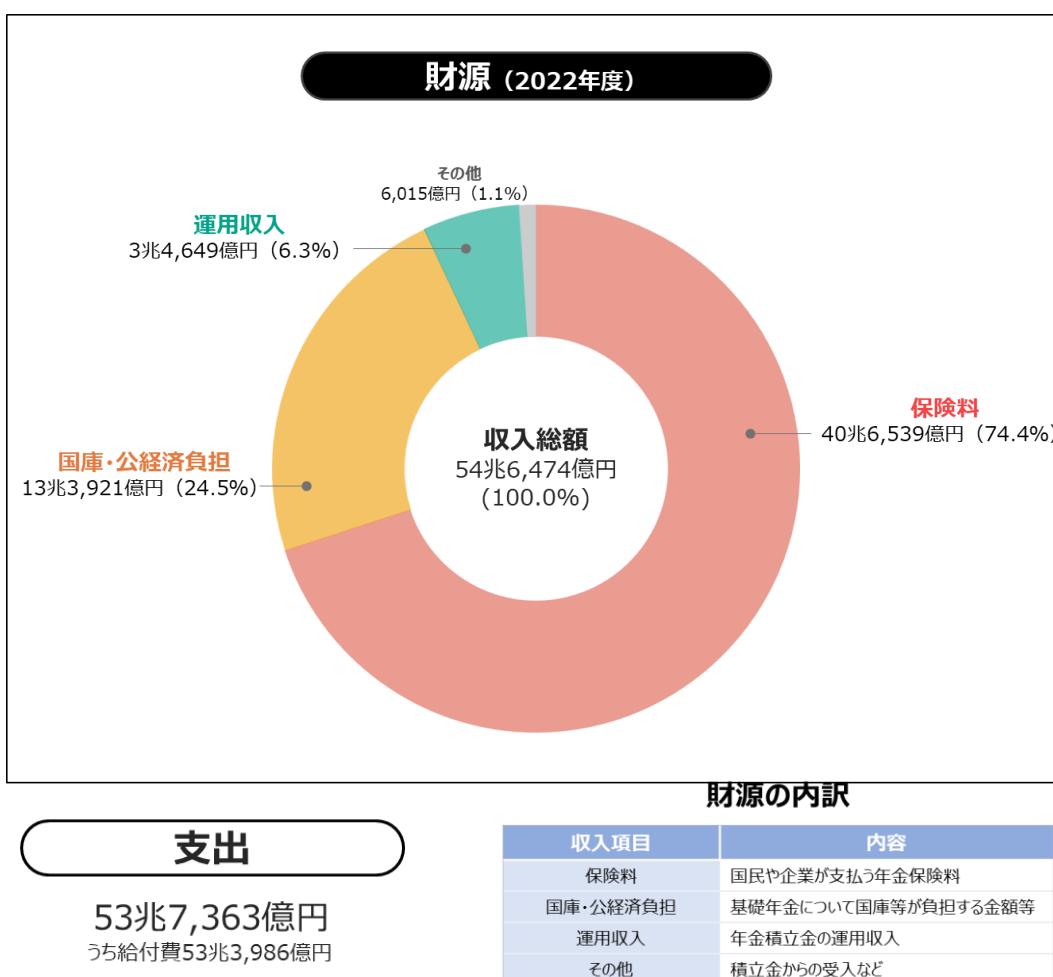


図2.3.2.1 公的年金制度の財源と支出

2.3.3 公的年金制度がはじまった背景

▶▶ 経済が成長するとともに、老齢の親を支えることがむずかしくなった。

かつては、親といっしょに生活しながら農業や自営業を営む人が多く、自分で老齢の親を支えていました。しかし、経済が成長していく中で親と別居して都市で働く人が多くなったため、自分で親を支えることが難しくなり、また、以前と比べて平均寿命が伸びた現代では、貯蓄等で親を支えることがさらに難しくなっていきました。こういった社会変化の中で、高齢者の生活を支える公的年金制度が発足したのです。公的年金制度がはじまることで、親を支えるための費用負担が軽減されることになりました。

2.3.4 公的年金制度の財政方式

>> だいじなポイント

- 公的年金制度は、「世代間での支え合い」の仕組み。
- 財政方式には「賦課方式」と「積立方式」がある。
- 年金の価値を生涯維持する「賦課方式」を採用することで、老後の安定した所得を保障している。

▶▶ 公的年金制度は、世代間で支え合う（賦課方式）。

公的年金制度は、サラリーマン・自営業者などといった若い世代（現役世代）が支払う保険料などを財源として高齢者世代に年金を給付するという「世代間での支え合い」の仕組みになっています。自分が若い時は高齢者世代を支え、自分が歳をとったときには若い世代に支えられるという「世代が変わるとともに支え・支えられる」という仕組みです。この世代間で支え合う仕組みを賦課方式といいます。賦課方式は、高齢者世代の生活の不安、そして若い世代が抱える不安（自分自身の老後の不安や年老いた親への仕送りなどといった費用負担）を取り除く役割を果たしています。

▶▶ 公的年金制度の財政方式には、賦課方式と積立方式がある。

年金制度の財政方式には、賦課方式と積立方式の2つの方式があります。日本など主要各國の公的年金制度は、賦課方式を基本とした財政方式を採用して運営されています。

▶▶ 公的年金制度が賦課方式を基本としている理由

公的年金は、わたしたち国民が安心してくらしていくための保険であり、高齢で働くことが困難になったときなどの生活を支える役割を担っています。そのため、年金としての価値が下がる可能性がある積立方式では生活を支える役割を果たせなくなってしまいます。

一方、賦課方式の場合、納める保険料がそのときの物価や賃金に対応したものとなるため、年金給付に関してもその時々の経済状況に対応することができます。したがって、公的年金制度では、価値を維持した年金が保障される賦課方式を採用しています^{※1}。

※1 賦課方式によって保険料を納める以外にも、公的年金制度では、年金積立金を保有しており、少子高齢化が進行しても安定して年金を給付するため、年金積立金を活用しています（積立金の運用収入などを年金給付に充てている）。年金積立金とは、保険料として徴収された財源のうち年金給付に充てられなかったものです。

▶ ふか賦課方式のメリット・デメリット

賦課方式は、現役世代が支払う保険料などを財源として高齢者世代に年金を給付する方式です。賦課方式のメリットとして、老後の安定した所得保障が挙げられます。インフレ（物価の上昇）が進んでも、物価の変化に応じて年金額を改定することにより、生涯にわたって価値を維持した年金の給付を保障しています^{※2}。デメリットとしては、保険料が年金受給者と現役加入者の比率で決まるので、人口構成の影響を受けやすいことが挙げられます。

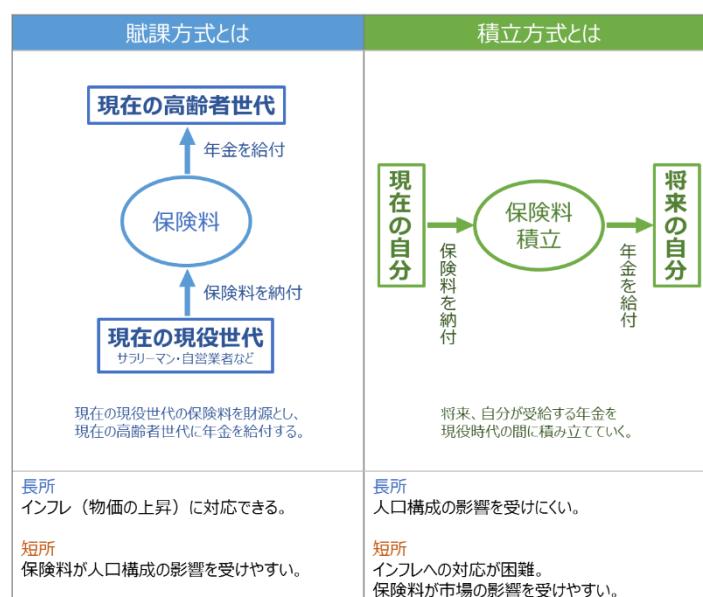
※2 物価の変化に応じて年金額を改定する仕組みを物価スライドといいます。物価スライドについては次ページ解説2.3.4に記載。

▶ つみたて積立方式のメリット・デメリット

積立方式は、将来、自分が受給する年金を現役時代の間に積み立てていく方式です。積立方式のメリットとして、自分の年金は自分で積み立てる仕組みなので人口構成の影響を受けにくいうことが挙げられます。デメリットとしては、その時々の経済状況に対応しにくいうことが挙げられます（過度なインフレがあった場合に、積み立てていた年金の価値が激減してしまうことや生涯にわたって年金を給付できないおそれがある）。また、保険料が積立金の運用益によって決まるため、経済の悪化によって保険料が上がるなど市場の影響を受けやすいことも挙げられます^{※3}。

※3 積立方式の場合でも、納められた保険料をそのまま積み立てておくことはありません。老後を支えるために、より十分な給付をするために、保険料を運用し、その利益も給付に充てていくことになります。でなければ、保険料負担が重くなってしまうのです。

図 2.3.4.1 賦課方式と積立方式



解説 2.3.4 年金の物価スライド・賃金スライド・マクロ経済スライドとは

年金の物価スライド・賃金スライド・マクロ経済スライドとは、人口や物価など大きく変化していく社会において、公的年金制度を維持できるように採用された仕組みです。

それぞれの仕組みの概要は以下のようになっています。

物価スライド・賃金スライド（インフレに対応）

物価が上がっているのに、それに対応して年金額が変わらなければ年金の価値が下がってしまいます。物価や賃金の変化に応じて年金額を改定する仕組みを物価スライド・賃金スライドといいます。

マクロ経済スライド（少子高齢化にも対応）

少子高齢化により、年金を受給する世代が増え、保険料を納める現役世代が減っています。そのままにしておけば年金財政（納める保険料と給付する年金額）のバランスが保てません。そこで、物価や賃金の変化とともに、現役世代の減少と平均寿命の延びに対応・調整することで、年金財政のバランスを保ちます。こうした仕組みをマクロ経済スライドといいます。

2.3.5 財政検証 | 年金制度の将来を考える

►► 未来は誰にもわからない。そのため、年金の財政検証を5年おきに行っている。

とつじょとして世界経済を揺るがす深刻な問題が起きるように、経済は常になにが起きるか予想できません。そのため、公的年金制度が安心できるものとして持続していくために、年金の財政状況の見直しをすくなくとも5年ごとに行うことになっています。この年金財政の見直しを財政検証といいます。

財政検証とは、今後の人口や社会・経済状況について一定の前提を置き、おおむね100年間にわたる将来の保険料収入や年金給付費といった年金財政の状況を見通す（試算する）ものです。財政検証を行い、変化する社会経済情勢に適切に対応していくことで、中長期的に持続可能な運営を図っています。

現在の公的年金制度には、少子高齢化の進行を見据えた年金財政の仕組みを導入しています（マクロ経済スライド、上記の解説2.3.4に記載）。

問 2.6

- (1) 公的年金制度に加入する年齢はいくつか。
- (2) 年金給付には「老齢年金」のほかに何があるか。
- (3) 公的年金制度の財源には、保険料収入以外になにがあるか。
- (4) 公的年金制度は賦課方式と積立方式のどちらを採用しているか。また、賦課方式・積立方式とはどんなものか簡単に説明せよ。
- (5) 財政検証について簡単に説明せよ。

ここからは公的年金制度の仕組みや保険料などについて説明していきます。

2.3.6 公的年金制度の仕組み

▶▶ 公的年金は、全員が加入する国民年金と会社員などが加入する厚生年金。

日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は国民年金の被保険者となり、老齢・障害・死亡により年金が給付されます（国民年金から給付される年金を「基礎年金」といいます）。会社員や公務員など※は国民年金に加えて厚生年金の被保険者となり、老齢・障害・死亡により「基礎年金」に加え、「厚生年金」が給付されます。

公的年金制度は国民年金と厚生年金で構成されており、厚生年金は国民年金に上乗せする形で存在しています（図2.3.6.1）。

※厚生年金保険の適用事業所で働いている方。適用事業所については、巻末2.5に記載。

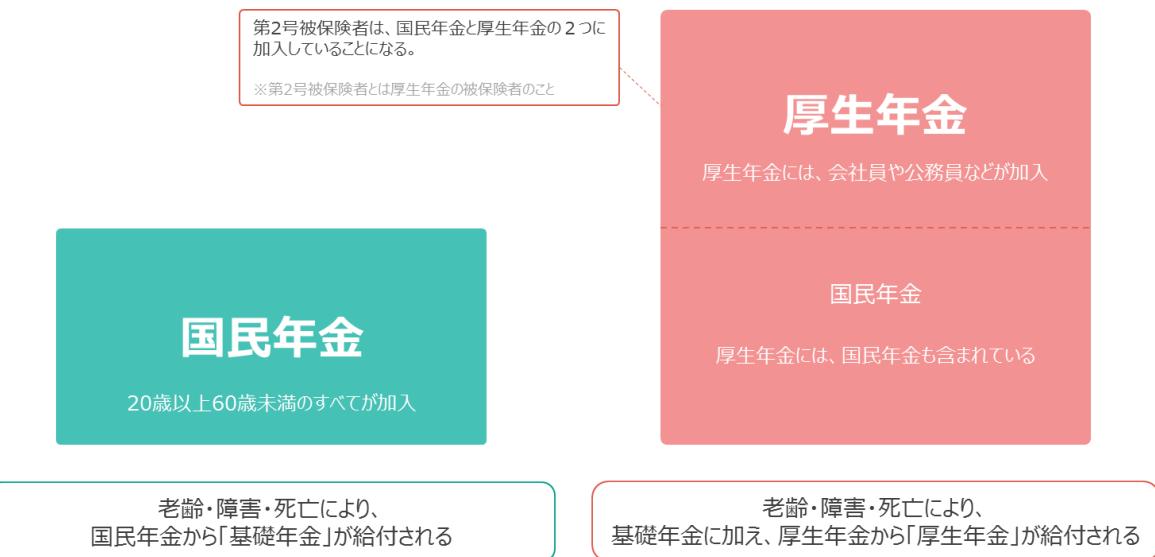


図2.3.6.1 公的年金制度の仕組み

2.3.7 国民年金の被保険者の種類

►► 国民年金の被保険者は第1号～3号に分類されます。

20歳以上60歳未満のすべての方は国民年金の被保険者となります。国民年金の被保険者は、第1号～3号被保険者に分類されます。

国民年金第1号被保険者

フリーランス・スポーツ選手・アーティスト・タレント・無業者・個人事業主・学生・自営業者など（20歳以上60歳未満）

国民年金第2号被保険者

厚生年金の被保険者（会社員や公務員など）

国民年金第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者（年収130万円未満）

注意（アルバイトでも第2号被保険者になる場合があります。）

パートやアルバイトでも、勤務時間によっては厚生年金保険の被保険者となります。くわしくは、第2章/2.2 医療保険/最終ページの【ほそく】に記載。

2.3.8 保険料

▶▶ 保険料は第1号～3号被保険者で異なります。

第1号～3号被保険者によって保険料が異なります。図2.3.8.1に、具体的な保険料の決定方法を示します（標準報酬月額や所得割などについては、巻末2.1～2.3に記載）。

▶ 第1号被保険者（国民年金の保険料）

第1号被保険者の保険料は定額であり、月額17,510円。所得が少なく、支払いが困難な場合は、保険料の免除・猶予制度を利用できます（次ページに記載）。

▶ 第2号被保険者（厚生年金の保険料）

第2号被保険者の保険料は給与等の金額に応じて決定され、保険料の半分は事業主が負担し、残りの半分を被保険者が支払います（労使折半）。

※1 第2号被保険者の保険料には国民年金保険料も含まれており※2、別で国民年金保険料を納付する必要はありません。

※2 20歳未満または60歳以上の方が厚生年金に加入している場合の保険料には国民年金の保険料は含まれません（厚生年金に反映される保険料のみ）。

▶ 第3号被保険者

第3号被保険者は、個人として保険料の負担はありません（第2号被保険者が加入している年金制度が国民年金保険料を負担しているため）。

国民年金被保険者	保険料（月額）
第1号被保険者	月額17,510円（2025年度）
第2号被保険者	標準報酬月額 × 保険料率（事業主と折半）※ (2017年度以降 保険料率18.3%で固定)
第3号被保険者	被保険者自身の負担はない (第2号被保険者が加入する年金制度が負担する)

※ 賞与（ボーナス等）については、標準賞与額×保険料率（事業主と折半）

図2.3.8.1 公的年金制度の保険料

2.3.9 保険料の納付がむずかしいとき | 保険料の免除・猶予制度

▶▶ 免除・猶予制度は、年金を受け取れなくなることを防ぐ。

保険料の納付がむずかしいとき、保険料が免除または猶予される制度を利用して下さい。保険料を未納にしていると、受給資格期間を満たしていないという理由で老後の年金（老齢年金）はもちろん、事故等で障害を負ったときに障害年金も給付されません。しかし、免除・猶予制度を利用すれば、その期間は保険料の未納にならずに、年金の受給資格期間として計算されるため、受給資格期間を理由に年金が受け取れないということがなくなります。

ただし、免除・猶予制度を受けた場合、保険料を全額納付したときにくらべ、受け取る年金額は少なくなります。

免除・猶予制度		年金額への反映 (老齢基礎年金)	受給資格期間	所得審査
全額免除	保険料の全額が免除されます。	<input type="radio"/> 反映される ただし、年金額は満額納付と比べて $\frac{4}{8}$ 少なくなります。	<input type="radio"/> 反映される	前年所得 ^{※1} が次の金額以下であること (扶養親族等の数+1)×35万円+32万円
4分の3免除	保険料の4分の3が免除されます。	<input type="radio"/> 反映される ただし、年金額は満額納付と比べて $\frac{3}{8}$ 少なくなります。		前年所得 ^{※1} が次の金額以下であること 88万円+扶養親族等の数 × 38万円+社会保険料控除額等
一部免除 半額免除	保険料の半額が免除されます。	<input type="radio"/> 反映される ただし、年金額は満額納付と比べて $\frac{2}{8}$ 少なくなります。		前年所得 ^{※1} が次の金額以下であること 128万円+扶養親族等の数 × 38万円+社会保険料控除額等
4分の1免除	保険料の4分の1が免除されます。	<input type="radio"/> 反映される ただし、年金額は満額納付と比べて $\frac{1}{8}$ 少なくなります。		前年所得 ^{※1} が次の金額以下であること 168万円+扶養親族等の数 × 38万円+社会保険料控除額等
納付猶予制度	50歳未満で学生以外の方の保険料納付が猶予されます。	✗ 反映されない	<input type="radio"/> 反映される	前年所得 ^{※2} が次の金額以下であること (扶養親族等の数+1)×35万円+32万円
学生納付特例制度	在学中の保険料納付が猶予されます。	✗ 反映されない		前年所得 ^{※3} が次の金額以下であること 128万円+扶養親族等の数 × 38万円+社会保険料控除額等
未納		✗ 反映されない	✗ 反映されない	

※1 本人、配偶者および世帯主の前年所得

※2 本人、配偶者の前年所得

※3 本人の前年所得

● 免除・猶予を受けた期間について、10年以内に保険料を追納（あとから納める）することで、老齢基礎年金額を満額に近づけることができます（ただし、免除・猶予期間に応じた保険料が加算される）。
 ● 上記のほか、障害基礎年金を受けている方や生活保護を受けている方は保険料が全額免除される「法定免除制度」があります。その他、くわしくはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

図 2.3.9.1 保険料の免除・猶予制度

2.3.10 公的年金の負担と給付 (基礎年金の半分は税金)

▶▶ 基礎年金の半分は税金で構成されている。

国民年金保険料の全額免除を受けた方は、将来基礎年金が給付されないわけではなく、基礎年金の半額分が給付されます。これは、基礎年金を構成する費用の半分が税金であるため、全額免除を受けたとしても基礎年金額の半分は保障されるためです。

しかし、国民年金保険料を未納にしていると、受給資格を満たさないために、将来年金が受給できなくなり、税金に見合う給付も受け取れなくなってしまいます。

※厚生年金の保険料の半分は会社（事業主）が負担しています。

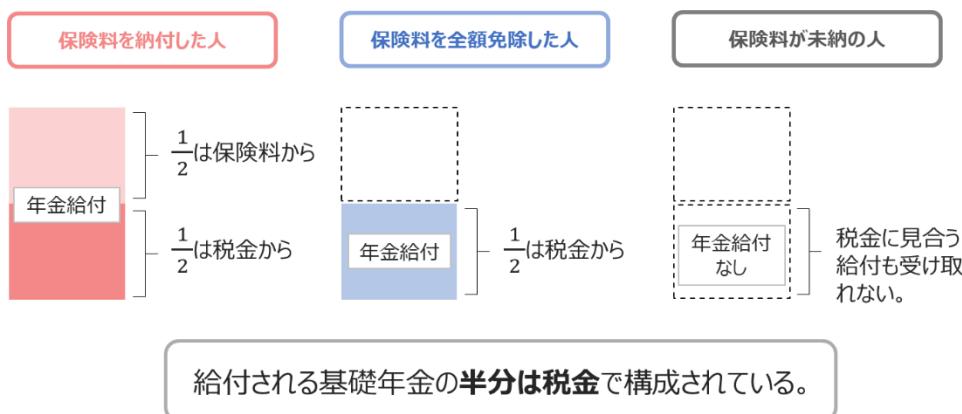


図 2.3.10.1 公的年金の負担と給付

ここからは公的年金制度から給付される以下の3つの年金について説明していきます。

- 老齢年金：老後をむかえたときに給付される年金
- 障害年金：障害を負ったときに給付される年金
- 遺族年金：遺族になったときに給付される年金

2.3.11 老齢年金

▶▶ 老齢年金とは、老後の暮らしを支えるために給付される年金。

老齢年金には、国民年金から給付される「老齢基礎年金」と厚生年金から給付される「老齢厚生年金」があります。

▶ **老齢基礎年金**

65歳になると、国民年金から老齢基礎年金が終身にわたって給付されます。保険料を納めた期間が多いほど給付される年金額が多くなり、保険料を納めた期間が少ないと給付される年金額が少くなります。納付期間の上限は40年（480月）。

▶ **老齢厚生年金**

厚生年金に加入していた方は、65歳になると、老齢基礎年金に加え、厚生年金から老齢厚生年金が終身にわたって給付されます。

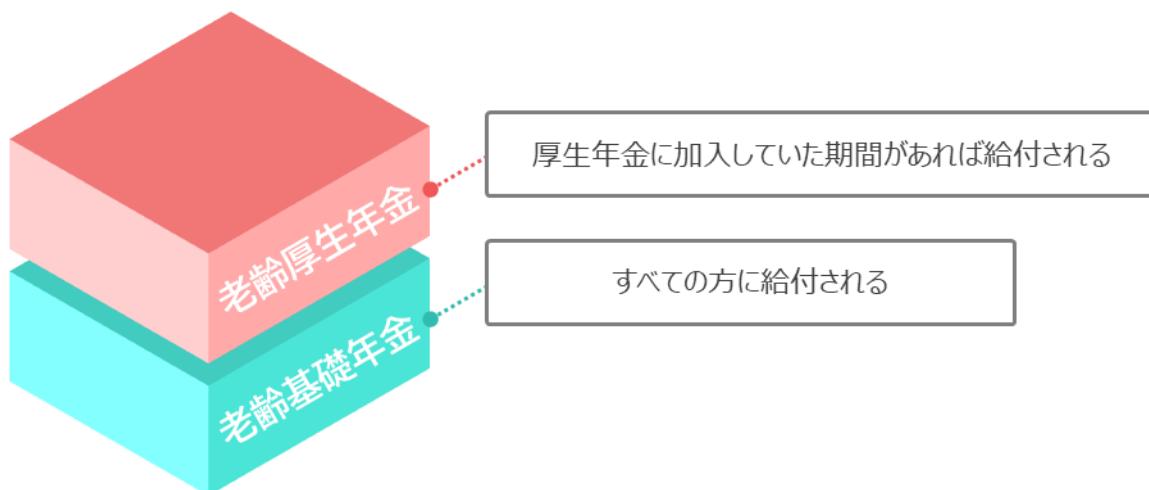


図 2.3.11.1 老齢年金とは

▶ 老齢年金の受給資格と受給開始年齢

老齢基礎年金

受給資格

保険料納付済期間と保険料免除期間を合計した期間が10年以上であること。

受給開始年齢

65歳から。※1

老齢厚生年金

受給資格

厚生年金の被保険者期間があり、老齢基礎年金の受給資格を満たした方

受給開始年齢

65歳から。※1

※1 老齢年金の受給開始年齢は、希望すれば受給開始年齢を早めたり、遅くしたりすることができます（繰上げ受給・繰下げ受給）。受給開始年齢を繰上げまたは繰下げしたぶん、年金額も減額または増額します。

▶ 納付額

老齢基礎年金

保険料納付済期間と保険料免除期間に応じた金額

年金額（満額） = 年額 831,700 円（2025年度）

※68歳以上は829,300円

※20歳から60歳までの40年間の保険料をすべて納めると、満額の老齢基礎年金を受けることができます。

老齢厚生年金

厚生年金への加入期間や給料などに応じた金額

※くわしくは、巻末2.6に記載。

	受給資格	受給開始年齢	給付額
老齢基礎年金	保険料納付済期間と保険料免除期間を合計した期間が10年以上であること。	65歳から。※1	年額（満額） 831,700円 ※68歳以上は829,600円 (2025年度)
老齢厚生年金	厚生年金の被保険者期間があり、老齢基礎年金の受給資格を満たした方。	65歳から。※1	厚生年金への加入期間や給料などに応じた金額

※1 老齢年金の受給開始年齢は、希望すれば受給開始年齢を早めたり、遅くしたりすることができます（繰上げ受給・繰下げ受給）。受給開始年齢を繰上げまたは繰下げしたぶん、年金額も減額または増額します。

図 2.3.11.1 老齢年金の受給資格と開始年齢と給付額

2.3.12 障害年金

▶▶ 障害年金とは、病気やケガなどで重度の障害を負ったときに給付される年金。

障害年金には、国民年金から給付される「障害基礎年金」と厚生年金から給付される「障害厚生年金」があります。また、軽い障害を負ったときには、厚生年金から障害手当金（一時金）が給付される場合があります。

▶ 障害基礎年金

障害等級※1級または2級の障害にあてはまる方は、障害基礎年金が給付されます。

※障害等級表（障害年金）は巻末2.7に記載。

▶ 障害厚生年金

厚生年金の加入者で、障害等級1級または2級の障害にあてはまる方は、障害基礎年金に加えて障害厚生年金が給付されます（障害等級3級にあてはまる場合は障害厚生年金のみ）。

▶ 障害手当金（一時金）

厚生年金の加入者で、障害等級3級よりも軽い障害にあてはまる方は、一時金として障害手当金が給付されます。

▶ 給付額

障害の状態（1級～3級）により、以下の図2.3.12.1に示した金額が年金として給付されます。また、障害厚生年金の1級・2級にあてはまる方は、障害基礎年金もあわせて給付されます。

※配偶者が老齢厚生年金、退職共済年金（加入期間20年以上または中高齢の特例に該当する場合に限る）、または障害年金を受け取る間は、配偶者の加給年金額は支給停止されます。

※受給できるようになってから5年以内に申請しないと時効により障害年金が受け取れなくなります。

	1級障害	2級障害	3級障害	3級障害未満
厚生年金	報酬比例の年金額 ×1.25	報酬比例の年金額	報酬比例の年金額 ※最低保障額623,800円 ※68歳以上は622,000円	障害手当金 (一時金) ※最低保障額1,247,600円 ※68歳以上は1,244,000円
国民年金	1,039,625円 ※68歳以上は1,036,625円	831,700円 ※68歳以上は829,300円	配偶者の加給年金額（配偶者が65歳未満であること） 239,300円（年間）	子の加算 第1子・第2子：各239,300円（年間） 第3子以降：各79,800円（年間）

ただし、子とは次のいずれかにあてはまる方に限ります。
また、いずれも婚姻していないことが必要です。

- 18歳になった年度の3月31日を経過していないこと
- 20歳未満で障害等級1級または2級の状態にあること

図2.3.12.1 障害年金の給付額

▶ 受給要件

障害年金は受給要件を満たすことで給付されます。障害年金の受給要件を図 2.3.12.2 に示します。

初診日とは

障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師等の診療を受けた日。

障害認定日とは

初診日から 1 年 6 ヶ月経過したとき、または 1 年 6 ヶ月以内にその病気やケガが治った場合（症状が固定した場合）。

受給要件	
障害基礎年金	1. 国民年金に加入している間に初診日があること※1 2. 障害認定日または 20 歳に達したときにおいて、障害等級表に定める 1 級または 2 級の状態にあること※2 3. 下記の保険料納付要件を満たすこと（20 歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要）
障害厚生年金	1. 厚生年金に加入している間に初診日があること 2. 障害認定日において、障害等級表に定める 1 級、2 級または 3 級の状態にあること※3 3. 下記の保険料納付要件を満たすこと
障害手当金	1. 厚生年金に加入している間に初診日があること（国民年金、厚生年金または共済年金を受給している方を除きます。） 2. 下記の保険料納付要件を満たすこと 3. 次の条件すべてを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> • 初診日から 5 年以内に治っていること（症状が固定） • 治った日に障害厚生年金を受けるよりも軽い障害の状態であること • 障害等級表に定める障害の状態であること
保険料納付要件	次の 1. もしくは 2. のいずれかを満たすこと <ol style="list-style-type: none"> 1. 初診日がある月の 2 ヶ月前までの公的年金の加入期間の 2/3 以上の期間について、保険料が納付または免除されていること 2. 初診日において 65 歳未満であり、初診日の前日において、初診日がある 2 ヶ月前までの直近 1 年間に保険料の未納がないこと（初診日は令和 8 年 4 月 1 日前にあること）

※1 20 歳前や 60 歳以上 65 歳未満（年金に加入していない期間）で、日本国内に住んでいる間に初診日があるときも含む（老齢基礎年金を繰上げ受給している方は除く）。

※2 障害認定日以降に障害の状態が重くなり、65 歳になるまでに障害等級 1 級または 2 級にあてはまるときは障害基礎年金が受給可能。

※3 障害認定日以降に障害の状態が重くなり、65 歳になるまでに障害等級 1 級、2 級または 3 級にあてはまるときは障害厚生年金が受給可能。

図 2.3.12.2 障害年金の受給要件

2.3.13 遺族年金

▶▶ 遺族年金とは、一家の働き手の方などが亡くなったとき、遺族に給付される年金。

遺族年金には、国民年金から給付される「遺族基礎年金」と厚生年金から給付される「遺族厚生年金」があります。

▶ 遺族基礎年金

国民年金の加入者が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に遺族基礎年金が給付されます。

▶ 遺族厚生年金

厚生年金の加入者が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた遺族に遺族厚生年金が給付されます。

▶ 給付額

以下の図 2.3.13.1 に示した金額が年金として遺族へ給付されます。また、遺族が子のある配偶者または子の場合は、遺族基礎年金もあわせて給付されます。

※受給できるようになってから 5 年以内に申請しないと時効により遺族年金が受け取れなくなります。

	子のある配偶者または子	左記以外の遺族
遺族厚生年金	報酬比例の年金額 × $\frac{3}{4}$	報酬比例の年金額 × $\frac{3}{4}$ 中高齢の寡婦加算
遺族基礎年金	831,700円 ※68歳以上は829,300円	子の加算

報酬比例の年金額

厚生年金加入期間や給料などに応じて決定。
※報酬比例については、巻末2.60「報酬比例について」に記載。

子の加算

第1子・第2子：各239,300円（年間）
第3子以降：各79,800円（年間）

ただし、子とは次のいずれかにあてはまる方に限ります。

また、いずれも婚姻していないことが必要。

• 死亡当時、18歳になった年度の3月31日を経過していないこと
• 20歳未満で障害等級1級または2級の状態にあること

中高齢の寡婦加算（40歳から65歳になるまで加算）

623,800円（年間）

中高齢の寡婦加算額は、次のいずれかにあてはまる妻に加算されます。

- 夫が亡くなったとき、40歳以上65歳未満で、生計を同じくする子がない場合
- 遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けついで「子のある妻」（40歳に達した当時、子がいるため遺族基礎年金を受けていた妻に限る。）が、子が18歳になった年度の末日に達した（障害の状態にある場合は20歳に達した）ため、遺族基礎年金を受給できなくなった場合

※受給要件4.の場合には、厚生年金保険加入期間が20年以上なければ、中高齢の寡婦加算額は受け取れません。

※妻が遺族基礎年金を受け取ることができるときは、中高齢の寡婦加算額は支給停止されます。

※中高齢の寡婦加算額を受け取っている方が65歳になると、中高齢の寡婦加算額が経過的な加算額に変わります。

図 2.3.13.1 遺族年金

▶ 受給要件

障害年金は受給要件を満たすことで給付されます。障害年金の受給要件を図 2.3.12.2 に示します。

初診日とは

障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師等の診療を受けた日。

障害認定日とは

初診日から 1 年 6 ヶ月経過したとき、または 1 年 6 ヶ月以内にその病気やケガが治った場合（症状が固定した場合）。

受給要件	
障害基礎年金	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民年金に加入している間に初診日があること※1 2. 障害認定日または 20 歳に達したときにおいて、障害等級表に定める 1 級または 2 級の状態にあること※2 3. 下記の保険料納付要件を満たすこと（20 歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要）
障害厚生年金	<ol style="list-style-type: none"> 1. 厚生年金に加入している間に初診日があること 2. 障害認定日において、障害等級表に定める 1 級、2 級または 3 級の状態にあること※3 3. 下記の保険料納付要件を満たすこと
障害手当金	<ol style="list-style-type: none"> 1. 厚生年金に加入している間に初診日があること（国民年金、厚生年金または共済年金を受給している方を除きます。） 2. 下記の保険料納付要件を満たすこと 3. 次の条件すべてを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> • 初診日から 5 年以内に治っていること（症状が固定） • 治った日に障害厚生年金を受けるよりも軽い障害の状態であること • 障害等級表に定める障害の状態であること
保険料 納付要件	<p>次の1.もしくは2.のいずれかを満たすこと</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 初診日がある月の 2 ヶ月前までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること 2. 初診日において 65 歳未満であり、初診日の前日において、初診日がある 2 ヶ月前までの直近 1 年間に保険料の未納がないこと（初診日は令和 8 年 4 月 1 日前にあること）

※1 20 歳前や 60 歳以上 65 歳未満（年金に加入していない期間）で、日本国内に住んでいる間に初診日があるときは含む（老齢基礎年金を繰上げ受給している方は除く）。

※2 障害認定日以降に障害の状態が重くなり、65 歳になるまでに障害等級 1 級または 2 級にあてはまるときは障害基礎年金が受給可能。

※3 障害認定日以降に障害の状態が重くなり、65 歳になるまでに障害等級 1 級、2 級または 3 級にあてはまるときは障害厚生年金が受給可能。

図 2.3.12.2 障害年金の受給要件

2.3.14 年金の併給について (異なる2つ以上の年金を受けられる場合)

▶▶ 原則として、年金は1人1年金。

原則として、年金は1人1年金のため、異なる2つ以上の年金を受けられる場合、いずれかひとつの年金を選択することになります。ただし、下記に示すように異なる2つの年金を受けられる場合もあります。

「老齢基礎年金」と「遺族厚生年金」

65歳以上の場合には、老齢基礎年金と遺族厚生年金を受け取ることができます。
ただし、遺族基礎年金と老齢基礎年金をあわせて受け取ることはできません。

「障害基礎年金」と「遺族厚生年金」

65歳以上の場合には、障害基礎年金と遺族厚生年金を受け取ることができます。
ただし、障害基礎年金と老齢基礎年金をあわせて受け取ることはできません。

※上記以外にも一部または全部を併給できる場合があります。

2.3.15 国民年金の独自給付 (死亡一時金と寡婦年金)

▶▶ 国民年金から給付される死亡一時金と寡婦年金というものがある。

国民年金から給付される独自給付（死亡一時金と寡婦年金）というものがあります。
※死亡一時金と寡婦年金の両方を受け取ることができる場合は、どちらか一方を選択することになります。

▶ 死亡一時金とは

国民年金第1号被保険者として保険料納付済期間が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないまま亡くなったとき、その方と生計を同じくしていた遺族に「死亡一時金」が給付されます。

※ただし、以下にあてはまる方は、死亡一時金を受け取ることはできません。

- 死亡した者が老齢基礎年金・障害基礎年金を受け取っていた場合
- 遺族基礎年金を受け取ることができる者がいる場合

受給対象者

以下の遺族の中で優先順位の高い方に給付されます（優先順位1→6）。

- 1・配偶者
- 2・子
- 3・父母
- 4・孫
- 5・祖父母
- 6・兄弟姉妹

給付額

死亡一時金の額を次の図2.3.15.1に示します。

※死亡一時金は、死亡日の翌日から2年を経過した場合、請求することができなくなります。

保険料納付月数	死亡一時金の金額
36月以上180月未満	120,000円
180月以上240月未満	145,000円
240月以上300月未満	170,000円
300月以上360月未満	220,000円
360月以上420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

付加保険料を納めた月数が36月以上ある場合は、8,500円が加算されます。

図 2.3.15 死亡一時金

▶ 寡婦年金とは

国民年金第1号被保険者の保険料納付済期間と保険料免除期間が合わせて10年以上ある夫が亡くなったときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、夫に生計を維持されていた妻へ、60歳から65歳になるまで給付されます。

※妻がほかの年金を受け取っている場合は、選択になります。

給付額

寡婦年金の金額は、夫の死亡前日までの第1号被保険者期間だけで算出した老齢基礎年金額の3/4になります。

※ただし、以下にあてはまる方は、寡婦年金を受け取ることはできません。

- 亡くなった夫が、障害基礎年金の受給権者であった場合
- 亡くなった夫が、老齢基礎年金を受けたことがある場合
- 妻が繰り上げ受給の老齢基礎年金を受けている場合

問 2.7

- (1) 第2号被保険者の保険料について、厚生年金保険料とは別で国民年金保険料を支払う必要があるか。
- (2) 国民年金保険料の免除・猶予制度を利用してすることで、何を防ぐことができるのか説明せよ。
- (3) 国民年金保険料の全額免除を利用して、基礎年金を受給する際、基礎年金の半額分は保障される。この理由について説明せよ。
- (4) 老齢基礎年金と老齢厚生年金それぞれの受給資格を答えよ。
- (5) 障害年金とはなにか簡単に説明せよ。
- (6) 遺族年金とはなにか簡単に説明せよ。